

広報 ざま



(シンボルマーク)

11月1日現在の人口・世帯数
126,411人・49,737世帯

編集・発行 / 座間市企画部市民情報課
〒228-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘1-1-1 ☎046(255)111(代)
ホームページアドレス <http://web.infoweb.ne.jp/city-zama/>

ZAMA PUBLIC INFORMATION

戸籍事務にコンピュータを導入

平成13年2月5日(月)から

戸籍に関する証明書一覧

《 戸 籍 》

改製後の名称 (改製前の名称)	説明	手数料
戸籍全部事項証明 (戸籍謄本)	戸籍に記載されている方全員の証明	450円
戸籍個人事項証明 (戸籍抄本)	戸籍に記載されている方のうち一部の方の証明	450円
戸籍一部事項証明 (戸籍記載事項証明)	戸籍に記載されている方の記載内容の一部の事項(出生事項、婚姻事項等)の証明	450円
除籍全部事項証明 (除籍謄本)	除かれた戸籍に記載されている方全員の証明	750円
除籍個人事項証明 (除籍抄本)	除かれた戸籍に記載されている方のうち一部の方の証明	750円
除籍一部事項証明 (除籍記載事項証明)	除かれた戸籍に記載されている方の記載内容の一部の事項(出生事項、婚姻事項など)の証明	750円
改製原戸籍謄本	今回のコンピューター化によって現在の紙の戸籍が改製原戸籍になります。その戸籍に記載された方全員の証明	750円
改製原戸籍抄本	上記の改製原戸籍に記載された方のうち一部の方の証明	750円

なお、このほかの戸籍に関する証明については、名称・手数料ともに従来どおりです。

《 附 票 》

名 称	説明	手数料
戸籍の附票全部証明	戸籍の附票に記載されている方全員の証明	300円
戸籍の附票一部証明	戸籍の附票に記載されている方のうち一部の方の証明	300円
改製原附票全部証明	今回のコンピューター化によって現在の紙の附票が改製原附票になります。その附票に記載された方全員の証明	300円
改製原附票一部証明	上記の改製原附票に記載された方のうち一部の方の証明	300円

これまでの戸籍は、和紙の戸籍用紙に毛筆による手書きまたはタイプライターなどで記載され、作成から謄・抄本の発行、保管など、そのほとんどの事務が手作業により進められています。

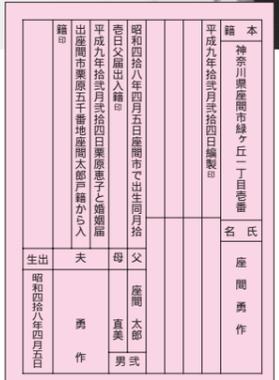
この戸籍事務を電算化することにより、戸籍作成における時間の短縮、正確性などさまざまな面で市民の皆さんへのサービスが改善されます。なお、窓口での取り扱い扱いは2月5日(月)からとなりますが、2月3日(土)の届け出事項から電算化の対象となります。

担当

市民課 ☎046(252)8084・FAX046(255)3550



今までの戸籍



B4又はB5版のピンクの戸籍用紙

新しい戸籍

個人事項証明	
本 姓	神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番
氏 名	座間 勇作
戸籍事項	【編製日】平成9年12月24日
戸籍編製	【名】勇作 【生年月日】昭和48年4月5日 【配偶者区分】夫 【父】座間 太郎 【母】座間 直美 【続柄】二男
戸籍に記載されている者	
身分事項	
出 生	【出生日】昭和48年4月5日 【出生地】神奈川県座間市 【編製日】昭和48年4月11日 【編製人】父
婚 姻	【婚姻日】平成9年12月24日 【配偶者氏名】座間 恵子 【従前戸籍】神奈川県座間市5000番地 座間 太郎
以下	余白

戸籍の作成がスピーディーに！ 正確に！

作成時間の短縮

これまで、戸籍に関する届け出を受理してから新しい戸籍の完成まで、二週間以上必要でしたが、この期間が二三日に短縮されます。

記載内容の正確性を確保

戸籍の作成・変更時に、記載内容についての誤った入力および戸籍法との適合などが自動的に確認でき、より一層戸籍の正確性が確保されます。

改製原戸籍

戸籍の電算化により、これまでの戸籍は「改製原戸籍」となります。新しい戸籍は、戸籍法の規定により、婚姻や死亡した人などの記載や、婚姻や死亡に関する事項の記載が省略される場合があります。省略された記載事項が必要なときは、改製原戸籍をご請求ください。

改製原附票

戸籍の電算化に伴い、住所の経過が記載されている戸籍の「附票」も電算化され、これまでの附票は「改製原附票」となります。附票の発行時間も同様に短縮されますが、新しい附票には最新の住所だけが記載されます。住所の履歴が必要なときは、改製原附票をご請求ください。

届出の方法、証明書の発行および手数料は変わりません

戸籍に関する届出は、これまでのとおり、市役所一階市民課で受け付けます。なお、死亡届の受け付け、埋・火葬許可証の発行は各出張所でも行います。

証明書などの発行

戸籍に関する証明書などの発行は、市民課および各出張所で行いますが、自動交付機による発行はできませんのでご注意ください。

証明書の交付時間の短縮

戸籍原本を複写、発行していた戸籍謄・抄本が、コンピュータによる検索、発行に変わりますので、申請から交付までの時間が短縮されます。

字体を正字に統一

現在、戸籍の氏名に使われている文字は、正字・誤字・俗字・書きくせなどにより、一つの文字に多くの字体が存在しますが、氏名に使う文字は正字など(常用漢字、人名用漢字など漢和辞典に記載されている文字)に統一されます。

なお、戸籍の氏名に正字以外の字体を使用している方には、記載に関する変更内容を十二月上旬に書面でお知らせします。

職員の給与・定員管理等の公表

市では、市職員の給与・定員管理などの状況を広く皆さんに知っていただくこと、公表を行っています。給与は、給料と職員手当で構成されており、その内容は、市議会で審議・議決された給与条例で定められています。
 担当 給与 職員課 ☎046(252)7911
 定員管理 企画政策課 ☎046(252)8289

① 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成12年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成10年度 の人件費率
平成11年度	人 123,808	千円 32,142,124	千円 908,490	千円 8,609,420	% 26.8	% 28.7

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

② 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成12年度	人 863	千円 3,638,279	千円 1,691,407	千円 1,788,608	千円 7,118,294	千円 8,248

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 給与費は、当初予算に計上された額です。

③ 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(平成12年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
市	384,543円	510,037円	44.3歳	301,601円	380,172円	44.1歳
国	326,106円		39.9歳	289,315円		47.9歳
県	375,581円	496,893円	43.0歳	346,362円	441,515円	48.5歳

④ 職員の初任給の状況(平成12年4月1日現在)

区分		市		国		県	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	207,900円	230,890円	202,620円	224,180円	199,540円	215,930円
	高校卒	166,980円	180,180円	156,090円	166,980円	161,150円	173,470円

⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成12年4月1日現在)

区分		経験年数10年			経験年数15年			経験年数20年		
		大学卒	高校卒	平均	大学卒	高校卒	平均	大学卒	高校卒	平均
一般行政職	大学卒	282,200円			338,850円			384,190円		
	高校卒	229,150円			269,100円			338,900円		
技能労務職	高校卒	211,767円			288,675円			252,700円		

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数です。

⑥ 一般行政職の級別職員数の状況(平成12年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	係長	課長補佐	課長	部長	—	
職員数	11人	44人	99人	163人	39人	66人	12人	434人	
構成比	2.5%	10.1%	22.8%	37.6%	9.0%	15.2%	2.8%	100%	
参考	1年前の構成比	3.3%	13.9%	25.1%	34.7%	7.9%	12.2%	2.9%	100%
	5年前の構成比	7.2%	14.5%	30.2%	28.7%	9.2%	6.4%	3.8%	100%

(注) 1 市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

⑦ 昇給期間短縮の状況

区分	合計			一般行政職			技能労務職		
	職員数(A)	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	比率(B)/(A)	職員数(A)	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	比率(B)/(A)	職員数(A)	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	比率(B)/(A)
平成11年度	職員数(A)			647人	59人	9.1%	497人	39人	7.8%
	比率(B)/(A)								
平成10年度	職員数(A)			649人	25人	3.9%	495人	10人	2.0%
	比率(B)/(A)								

⑧ 職員手当の状況

区分	市			国		
	(平成11年度支給割合)	自己都合	勤奨・定年	(平成11年度支給割合)	自己都合	勤奨・定年
期末手当 勤勉手当	6月期	1.6月分	0.6月分	6月期	1.6月分	0.6月分
	12月期	1.65月分	0.6月分	12月期	1.65月分	0.6月分
	3月期	0.5月分		3月期	0.5月分	
	計	3.75月分	1.2月分	計	3.75月分	1.2月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置	有		有		
退職手当	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	21.0月分	28.875月分	勤続20年	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	33.75月分	44.55月分	勤続25年	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	47.5月分	62.7月分	勤続35年	47.5月分	62.7月分
	最高限度額	60.0月分	62.7月分	最高限度額	60.0月分	62.7月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			
退職時特別昇給	2号給		退職時特別昇給	1号俵		
1人当たり	5,035千円	22,693千円				
平均支給額						

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

調整手当 (平成12年4月1日現在)	支給対象地域		全地域
	支給率		10%
	支給対象職員数		863人
	国の制度(支給率)		0%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成11年度決算)		452,838円

特殊勤務手当 (平成11年度)	区分		全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		45.5%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		28,852円
	手当の種類(手当数)		18種類
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	変則勤務手当・清掃業務手当・消防出動等手当・福祉業務手当・現場作業手当	
	多くの職員に支給されている手当	変則勤務手当・消防出動等手当・福祉業務手当・清掃業務手当・徴収等手当	

時間外勤務手当	平成11年度	支給総額	226,025千円
		職員1人当たり支給年額	260千円
	平成10年度	支給総額	191,455千円
		職員1人当たり支給年額	218千円

(平成12年4月1日現在)

区分	内容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	
扶養手当	配偶者	16,900円	配偶者	16,900円
	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	6,500円	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	6,500円
	(配偶者のいない場合は2人のうち1人につき)	11,200円	(配偶者のいない場合は2人のうち1人につき)	11,200円
	扶養親族でない配偶者がいる場合は2人のうち1人につき	7,500円	扶養親族でない配偶者がいる場合は2人のうち1人につき	7,500円
その他	2,000円	異なる	満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある子の加算 5,500円	
住居手当	借家(限度額)	30,000円	借家(限度額)	30,000円
	持ち家	15,200円	持ち家	15,200円
	その他	6,400円	その他	6,400円
通勤手当	交通機関利用者		交通用具利用者	
	全額支給限度額	45,000円	2km以上5km未満	3,500円
	最高支給限度額	50,000円	5km以上10km未満	5,000円
	交通用具利用者		10km以上15km未満	6,500円
	2km以上5km未満	3,500円	15km以上20km未満	8,900円
	5km以上10km未満	5,000円	20km以上25km未満	11,300円
	10km以上15km未満	6,500円	25km以上30km未満	13,700円
	15km以上20km未満	8,900円	30km以上35km未満	16,100円
	20km以上25km未満	11,300円	35km以上40km未満	18,500円
	25km以上30km未満	13,700円	40km以上	20,900円
30km以上35km未満	16,100円	その他	1,600円	
35km以上40km未満	18,500円			
40km以上	20,900円			
その他	1,600円			

⑨ 特別職の報酬等の状況(平成12年4月1日現在)

区分	給料月額等		
給料	市長	893,000円	
	助役	721,000円	
	収入役	675,000円	
報酬	議長	522,000円	
	副議長	434,000円	
	議員	404,000円	
期末手当	市長 助役 収入役	(平成11年度支給割合)	
		6月期	2.2月分
		12月期	2.25月分
	議長 副議長 議員	3月期	0.45月分
		計	4.9月分
		(平成11年度支給割合)	
議長 副議長 議員	6月期	2.2月分	
	12月期	2.25月分	
	3月期	0.45月分	
計	4.9月分		

⑩ 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	職員数	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成11年	平成12年		
一般行政部門	議	9	9	0	事務事業の見直しによる減 組織の活性化・見直しによる減 障害福祉部門の業務内容の充実のための増 老人等保健業務の増 農業行政事務充実のための増 商工振興充実のための増 事務の民間等委託による減等
	会	163	162	1	
	総	47	46	1	
	務	177	178	1	
	民	99	102	3	
	生	8	9	1	
	衛	4	5	1	
	農	77	72	5	
	林	8	9	1	
	小計	584	583	1	
特別行政部門	教	142	136	6	事務の民間等委託による減等 消防力の充実強化のための増
	育	143	144	1	
	消	285	280	5	
公営企業等会計部門	水	40	39	1	組織の活性化・見直しによる減 レセプト系の移行による増等 調整による減
	道	16	16	0	
	下	8	13	5	
	水	9	6	3	
	道	73	74	1	
小計	942	937	5		

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

12月の相談日

相談はいつでも無料です

区分	とき	ところ
法律 (予約制)	14・21・28日 毎月第2木曜日午前9時～正午と 第3・第4木曜日午後1時30分～4時30分 予約制(電話可)1日午前8時30分～今月 分を受け付け	3階相談室 法律相談は、いずれも定員 7人になり次第、締め切り ます。
法務 (人権・戸籍・ 登記)	12日 今月は特設人権相談所を開設 詳しくは本紙6面記事をご参照ください。	
行政	21日 毎月第3木曜日 午前9時～正午	
消費生活	1・5・8・12・15・19・22・26日 毎月第1～第4火・金曜日 午前10時～正午と午後1時～3時30分	
	担当 市民生活課 ☎046(252)8158	
年金	11日 毎月第2月曜日 午前10時～午後3時	1階国保年金課内
	担当 国保年金課 ☎046(252)7035	
駐留 離職者	21日 毎月第3木曜日 午前10時～午後3時	ふれあい会館2階
	担当 産業課 ☎046(252)7604	
高年 職業	21日 毎月第3木曜日 午前9時～午後3時	5階第2会議室
	担当 高齢対策課 ☎046(252)7127	
婦人 母子生活	21日 毎月第3木曜日 午前10時～午後3時	1階児童課内
	担当 児童課 ☎046(252)7201	
結 婚	2・9・16日 今月は第1～第3土曜日 午前9時～午後3時	市文化福祉会館
	担当 市文化福祉会館 ☎046(251)4117	
青 少 年	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	市立青少年センター内 青少年相談室
	担当 青少年相談室 ☎046(256)0907	
教 育	毎週月～金曜日 午前10時～午後4時	市立青少年センター内 教育研究所
	担当 教育研究所 ☎046(259)2164	

容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集および、再商品化の促進などに関する法律。ごみのうち容積比で約六割を占めているといわれる容器包装について、消費者(分別協力)、市(分別収集)、事業者(再商品化)の三者がそれぞれの役割分担のもとにリサイクルを進めようとするもので、平成9年4月1日からこの法律に基づく再商品化がスタートし、平成12年4月1日からプラスチック製容器包装が対象品目に加わりました。

資源物の収集日が変わります

プラスチック製容器包装の分別収集は、第二・第四週に実施します。

また、ペットボトルは、缶・瓶と同じ曜日に収集していましたが、これを単独で別の曜日に収集します。

さらに、立野台、緑ヶ丘、東建ハイツ、クレスト座間など、一部の地区の収集する曜日を変更します。

これらの変更により、収集曜日は、来年四月から右上表のとおりとなりますので、皆さんの地区がどのようなになっているか、よく確認してください。よろしくお願いいたします。

資源物分別収集カレンダー

地区 分類	火曜日地区			水曜日地区			木曜日地区			金曜日地区		
	缶・瓶・ペットボトル	紙・布	燃えないごみ									
12月	5・19	12	26	6・20	13	27	7・21	14	28	1・15	8	22
1月	9・23	16	30	10・24	17	31	4・18	11	25	5・19	12	26
2月	6・20	13	27	7・21	14	28	1・15	8	22	2・16	9	23
3月	6・20	13	27	7・21	14	28	1・15	8	22・29	2・16	9	23・30

今後ごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。

新しいごみと資源物の収集曜日

収集地区	燃えるごみ	缶・瓶 (第1・第3週) 紙・布(第2週) 燃えないごみ (第4・第5週)	ペットボトル (第1・第3週) プラスチック製容器包装 (第2・第4週)
立野台・緑ヶ丘・東建座間ハイツ 東建ニューハイツ・クレスト座間 座間・明王・新田宿・四ツ谷・入谷	月・水・金	火	木
さがみ野・栗原・栗原中央 南栗原・西栗原・相武台		木	火
相模が丘・広野台		水	金
東原・小松原・ひばりが丘 日産栗原寮・日産座間寮	火・木・土	金	水

現在のごみと資源物の収集曜日

収集地区	燃えるごみ	缶・瓶・ペットボトル(第1・第3週) 紙・布(第2週) 燃えないごみ(第4・第5週)
座間・明王・新田宿・四ツ谷・入谷 (東建座間ハイツ、東建ニューハイツ、クレスト座間を除く)		火
立野台・相武台・緑ヶ丘・栗原・栗原中央・南栗原・西栗原・さがみ野 ・東建座間ハイツ・東建ニューハイツ・クレスト座間	月・水・金	木
相模が丘・広野台		水
東原・小松原・ひばりが丘 日産栗原寮・日産座間寮	火・木・土	金

主な変更点

可燃ごみとして収集していたプラスチック製容器包装を、毎月2回の「プラスチックの日」に資源物として収集します。

缶・瓶と同じ日に収集していたペットボトルは、新たに毎月2回の「ペットボトルの日」に収集します。

資源物の収集は、従来は週に1回でしたが、今回の変更で週2回になります。

資源物の収集は、年末年始を除き、祝日も収集を実施します。(可燃ごみの収集は休み場合もありますので、収集カレンダーで確認してください。)

立野台、緑ヶ丘、東建座間ハイツ、東建ニューハイツ、クレスト座間の資源物の収集日を変更します。

汚れたものは軽くすすいで

プラスチック製容器包装の分別収集に当たっては、市民の皆さん一人ひとりの協力が不可欠です。

出された物の中に、汚れのひどい物や、プラスチック製容器包装以外の物が混ざっていると、選別の手間が必要になるだけでなく、場合によっては再商品化のための引き取りを拒否されることも考えられます。また、中身が入ったままの容器は、悪臭の要因になるとともに、プレス機などにトラブルを発生させる恐れがあります。

したがって、中身は空にしていただくとともに、汚れた物は軽くすすいでから出してください。また、洗えない物や洗いがらみ物については、「燃えるごみ」の日に出していただくようお願いいたします。

容器包装リサイクル法により再商品化

こうした問題を解決するためには、プラスチックを「ごみ」として処理するのではなく、「資源」として利用していく必要があります。そこで「容器包装リサイクル法」が施行され、商品の容器や包装にプラスチックを利用して

いる事業者は、その量に応じて再商品化するための費用の負担を義務付けました。

今回、市で開始するプラスチック製容器包装の分別収集は、この「容器包装リサイクル法」に基づいて行われるものです。

12月から翌年3月までの資源物の収集日程は左表のカレンダーのとおりです。

12月29日(金)～1月3日(水)まで資源物の収集はありません。

「紙・布」は種類ごとに収集するため、収集が終わるまで時間がかかります。

「布」は水に濡れると資源になりません。「紙・布」の日に雨が降っている、または降りそうな場合は、布を出さないようお願いします。

3月20日(火)は祝日ですが、火曜日地区の「缶・瓶・ペットボトル」を収集します。

次回(平成13年4月～7月分)は、平成13年4月1日号で掲載する予定です。

担当 資源対策課 ☎046(252)7659

粗大ごみ収集のお知らせ

現在、粗大ごみは、収集されています。通常は申し込んでいるのですが、毎年12月1日頃から非常に多くなることから、年内に収集できない場合もお早めをお願いします。

申込受付の年内最終受付時間 午前8時30分(祝日を除く)

受付電話番号 ☎046(252)7659

担当

来年 4月 から

プラスチック製容器包装の分別収集を開始



プラスチック製容器包装として収集するもの

ポリ袋・ラップ類	お菓子やパンなどの袋、スーパーのレジ袋、食品トレイのラップ、フィルム状の包み、みかんや玉ねぎ等のネットなど
トレイ・パック類	卵や豆腐のパック、食品の入ったパックやトレイ、持ち帰り用の弁当箱など
カップ類	カップ麺やカップスープの容器、プリンやゼリー・ヨーグルト等の容器など
ボトル類	油・ソース・ドレッシング・洗剤・シャンプー等の容器など
箱・ケース	発泡スチロール製の箱、商品を保護するためのクッション材など
チューブ類	マヨネーズ・練りわさび・歯磨き粉・のり等のチューブなど 中身を出しきりにくい物や、洗いづらい物、中身の残っている物は「燃えるごみの日」に出す
ふた	瓶・ペットボトルなどのふた (金属製のふたは燃えないごみに)

プラスチック製容器とは？

私たちが買い物をする時、さまざまな商品が容器に入っていることが多く、その商品を消費したり分離した時に不要になった空容器で、材質がプラスチックの物を【プラスチック製容器】といいます。

材質がプラスチックでも容器包装物ではなく、そのものが商品として売られている物は対象ではありません。

皆さんに注意していただきたいこと

プラスチック製容器包装は、種類に関係なく、まとめて透明・半透明袋に入れて出してください。汚れている物や、食品くずなどが付いた物は洗うなどして必ず取り除いてください。ビデオテープやバケツ、おもちゃなどの容器包装物以外のプラスチック製品は「燃えるごみの日」に出してください。

本市のごみ処理の現状は

市では、今までに紙、布、空き缶、空き瓶、ペットボトルなどを分別収集し、市民の皆さんのご協力により大きな成果を上げることができました。しかし、可燃ごみの中でかなりの部分を占めている食品トレイなどのプラスチック製容器包装はリサイクルされておらず、ごみとして焼却処理を続けていました。本年度から容器包装リサイクル法が完全施行されたことにより、プラスチック製容器包装もリサイクルシステムが確立され、資源として生かすことが可能となりました。そこで市でも、ごみの減量化・資源化をより一層進めるため、平成十三年四月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始します。今回は、プラスチック製容器包装の分別収集の内容とその実施に合わせ、一部変更させていただくルールなどについてお知らせします。

資源対策課 ☎046(252)7659
FAX 046(252)7616

本市のごみは、海老名市本郷にある座間市・海老名市・綾瀬市の三市で運営する「高座清掃施設組合」に運ばれ処理されています。同組合で焼却処理されるごみは年間約九万トンですが、焼却しても約一割は焼却灰として残ってしまいます。この焼却灰の最終処分場は現在三市にはなく、県外へ搬出し

て処理をしていますが、今後モ引き続き搬出できる保証はありません。また、ダイオキシン類をはじめ、ごみを焼却することにより生じる公害は大きな社会問題となっており、同組合においてもバグフィルター(除去装置)の設置などの安全対策を実施していますが、これによって完璧に公害の発生を防止できるわけ

ではありません。ごみの焼却処分を続ける限り公害はなくなり、いわざるを得ないのが実情です。言い換えれば公害を無くす最良の方法はごみを焼却しないこと、すなわちごみを出さないことに尽きるわけです。さらに、私たちはごみ焼却施設周辺の皆さんの長年にわたる苦悩をあらためて十分に認識する必要があります。そのためにも焼却するごみの量をできる限り減らす努力をしなければなりません。

処理に問題多いプラスチック

プラスチックは、軽い、強い、腐食しないなどの優れた特性から身近な家庭用品をはじめ、さまざまな分野で使用されています。一口にプラスチックといっても、ポリエチレン、ポリ塩化ビニール、ポリプロピレン、ポリスチレンなど多くの素材があり、その種類の多さがリサイクルを難しくしています。また、プラスチックは一回限りの使用で捨てられることが多く、結果

としてごみの量を増やしています。

市では、プラスチックを燃えるごみとして収集していますが、自治体によっては燃えない(燃せない)ごみとして収集しているところもあります。これは、プラスチックを焼却すると他の物と比較して多くのダイオキシンが発生するといわれています。

粗大ごみ集のお申し込みは

粗大ごみは、事前申し込みによる収集をします。通常は申し込みから一週間程度で収集し、毎年12月は大掃除などにより申し込みが増えることから、12月中に申し込まれていない場合があります。申し込みは

申し込み期間 年内最終日 12月28日(木)
午前8時30分～午後5時(土曜・日曜日、
祭日)
申し込み先 資源対策課 ☎046(252)7560
FAX 046(252)7616

補助の対象者 処理容器の管理および、たい肥化したものを自ら処理できる市内在住の方
補助の対象容器および補助金額 市内指定販売店で指定容器(屋内・屋外用)を購入する際に、一台当たりの購入金額が四千元を超える場合には三千元、四千元以下の場合は購入金額の二分の一(百円未満切り捨て)を、一世帯につき二台まで補助
指定販売店 さがみ農協座間営業経済センター ☎入谷一ノ四五三ノ一 ☎046(251)0011(株)カタノ ☎座間一ノ三〇九五ノ一 ☎046(255)5115 生活協同組合コープかながわハート座間 ☎立野台一ノ九一ノ一 ☎046(257)3335
申込方法 事前に資源対策課窓口へ印鑑を持参の上、補助金等交付申請書に必要事項を記入して提出
担当 資源対策課 ☎046(252)7659



生ごみ処理容器(コンポスト)購入費補助金制度

補助の対象者 補助の対象機器 補助の管理ができる市内在住の方
補助の対象機器 材質が耐久性を備え、電力などの人工的外部エネルギーを使用し、生ごみをたい肥化する機器であること(機種指定や購入店の指定はありません)
補助金額 三万円を上限に、購入価格の二分の一(百円未満切り捨て)を一世帯につき一台のみ

補助 申込方法 処理機を購入する前に電話で担当へ申し込み、処理機の購入後、必要書類を添えて同課窓口で補助申請手続きをしてください。既に購入している処理機、または事前申し込みをしないで購入された処理機については、補助対象外となりますので、ご注意ください。

電動式生ごみ処理機購入費補助金制度

市では一般家庭から出される生ごみの減量化対策として、電動式生ごみ処理機および「生ごみ処理容器(コンポスト)」を購入する世帯に、その購入費の補助制度を設けています。

迷惑してます「深夜騒音」

12月は忘年会シーズン。飲酒の機会が増えるこの季節になると「深夜騒音」による苦情が数多く寄せられます。これらの苦情は、皆さん一人ひとりの心掛けで解消できるものばかりです。皆さんの生活環境を守るためにも、次のことに十分注意しましょう。

夜間は大声を出さない。
車のエンジンを掛けたまま駐車したり、不必要な空ぶかしをしたりしない。

深夜営業している飲食店の方へ

飲食店営業は「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」により、騒音の基準などが定められています。カラオケなどの音響機器は、音が外部に漏れない防音装置を備えていないと使用できません。また、店の前での話し声なども公害が発生しないよう、努めなければならないことが義務付けられています。周辺住民の方にご迷惑をお掛けしないよう、ご協力をお願いします。



環境保全課
☎046(252)8214
FAX046(257)7743



市消防本部では、災害現場などで功労があった方に感謝状を贈呈し、その勇気ある行動をたたえています。

消防協力者に感謝状を贈呈

去る十一月十八日に市民文化会館で行われた贈呈式では、先ごろ市内で発生した交通事故において、人命救助や応急手当てなど適切な活動で被害を最小限に食い止めた、在日米陸軍第十七地域支援群

市原水爆禁止協議会が、去る八月に実施した「原水爆禁止募金運動」には、総額四十三万円もの貴重な浄財が寄せられました。自治会および

原水爆禁止募金 総額413万円に！

事業所など、多くの皆さんから温かいご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。昨年の募金は、次のように

役立たせていただきました。市内にお住まいの被爆者の方々への見舞金や、広島・長崎両市および原爆病院への援助金など二百三十九万円。また、平和行進などへも激励金七万円を贈呈しました。このほか市民映画会や原爆パネル展などの費用十八万円。チラシ用紙代、街頭募金などに三十一万円を使用し、残額は次年度へ積み立てました。

担当 社会福祉課
☎046(252)7122
FAX046(256)3600



称略) 小杉陽一、前島丈児、マシュー・J・ヒックス、ラベル・C・デービス
担当 市消防本部総務課
☎046(256)2211
FAX046(256)2215
内線225

新しい人権擁護委員に

南栗原の森田洋一さん



森田洋一さん

人権擁護委員は、基本的な人権を守るとともに、その普及と高揚を図るため、法務大臣の委嘱を受けて相談や問題解決に当たっています。このほど、森田洋一さんが新しい人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。なお、本市の人権擁護委員は左表のと

おりです。人権擁護委員の方々は、毎月第二火曜日に市役所で法務相談を受け付けているほか、自宅でも相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

担当 市民生活課
☎046(252)8158
FAX046(255)3550

特設人権相談所を開設

12月4日～10日 人権週間

市人権擁護委員会では、十二月四日から十日までの「人権週間」に併せて、「特設人権相談所」を開設します。これは、いじめ、差別、家庭内や隣近所のもめ事など、日常生活で起こりがちな人権問題の相談を受けるもので、費用は無料です。個人の秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

とき 十二月十二日(火) 午前10時～正午、午後一時～四時
ところ 北地区文化センターおよび東原コミュニティセンター
詳しくは、担当へ。
担当 市民生活課
☎046(252)8158
FAX046(255)3550

【保育園・児童ホーム受付日程】

と き	受 付 場 所	受 付 時 間	
平成13年1月9日(火)	相武台保育園 広野台保育園	午後3時～6時	
1月10日(水)	相模が丘西保育園		
1月11日(木)	栗原保育園 相模が丘東保育園 小松原保育園		
1月12日(金)	やなせ保育園 いその保育園		
1月15日(月)	東原保育園 栗の実保育園		
1月16日(火)	座間子ども家保育園 ひばりが丘保育園		
1月17日(水)	ちぐさ保育園 緑ヶ丘保育園 あゆみ保育園		
1月18日(木)	わかば保育園 座間保育園		
1月20日(土)	児童課窓口		午前9時～正午

平成13年1月20日までに申し込まれた方の中で、1回目の入所選考をします。なお、上記日程を過ぎてからの申し込みは、児童課窓口で受け付けます。

市では、来年四月一日以降に市・私立保育園および児童ホームへの入所を希望される方の申し込みを、左表の日程で受け付けます(希望する保育園以外での受け付けも可)。入所申込書は、児童課、市役所各出張所、市内市・私立保育園および児童ホームで配布
担当 児童課
☎046(252)7202
FAX046(252)7043

保育園・児童ホーム 入所希望者を受け付け

平成13年4月1日以降の

年末の交通事故防止運動

—無事故で年末・笑顔で新年—
12月11日～20日

《重点項目》

1. 飲酒運転の追放
2. 歩行者(特に高齢者)の交通事故防止
3. チャイルドシートとシートベルトの着用の徹底



12月11日から20日までの10日間は「年末の交通事故防止運動」期間です。併せて31日まで「交通死亡事故抑止緊急対策」を実施しています。

年の瀬の慌ただしさから、スピードの出し過ぎをはじめ、無理な追い越しなどの無謀運転や違法駐車、飲酒を伴う会合の増加により飲酒運転が増えるなど、1年を通して最も事故が多発する時期を迎えます。

そこで「交通死亡事故抑止緊急対策」の一環として、薄暮時(おおむね午後4時以降)に走行する車両の前照灯を点灯し、視界の確保などを図ることで交通事故を「おこさない・あわない」よう心掛けましょう。

交通事故撲滅のため、皆様のご協力をお願いします。
担当 市交通安全対策協議会(市民生活課内)
☎046(252)8218 FAX046(255)8550

ざまインフォメーション



市内の催しや行政情報などは、『インターネットのホームページ』<http://web.infoweb.ne.jp/city-zama/>、『座間テレホンニュース』☎046(251)9000でもご案内しています。

案内

「市の花ひまわり写真コンクール」 展覧会

市ひまわり推進協議会では、「第1回市の花ひまわり写真コンクール」展覧会を次のとおり開催します。

このコンクールは、農地の荒地化を防止するとともに、農地の多面的な利用を促進し、市民の手により「ふれあい」「やすらぎ」を感じさせる環境づくりのため、市の花ひまわりを市内外に広く周知しようと実施したものです。

期間中は、市内外の写真愛好者がひまわり広場を対象に撮影した力作92点を展示します。

とき 12月5日～9日いずれも午前9時～午後4時

ところ 市民文化会館（ハーモニーホール座間）ギャラリー

担当 産業課 ☎046(252)7601・FAX046(255)3550

12月9日は「障害者の日」です

1981年（昭和56年）の国際障害者年を記念して、障害者問題についての理解と認識を深め、障害者福祉の増進を図ることを目的として、平成5年、障害者基本法に12月9日の「障害者の日」が定められました。

「完全参加と平等」の実現に向け、皆さんの障害者福祉へのご理解をお願いします。

担当 障害福祉課 ☎046(252)7132・FAX046(256)3600

消火器の設置をぜひご家庭に

消火器は、最も身近に親しまれている消火器具であり、住宅防火にも重要な初期消火の役割を担っています。また、だれにでも簡単に使え「イザ」というときに消火器があるという安心感が、落ち着きを取り戻すことにもつながります。

一般住宅への設置義務はありませんが、火災を最小限に食い止めるためにも消火器の設置をお願いします。また、すでに設置しているご家庭では、日ごろの点検と取扱方法の再確認をお願いします。

担当 市消防本部予防課 ☎046(256)2211・FAX046(256)2215

年金保険料・健康保険税 夜間納付と届け出受け付け

市では、日中に金融機関へ納付に行けない方や届け出に来庁できない方を対象に、国民年金保険料および国民健康保険税の夜間納付と届け出受け付けをします。

とき 12月18日～22日いずれも午後5時30分～8時

ところ 市役所1階国保年金課窓口
持ち物 納付書、年金手帳、健康保険証、印鑑

担当 国保年金課
☎<国保係>046(252)7003
☎<年金係>046(252)7035

児童扶養手当制度を ご存知ですか

この制度は、両親の離婚や父親の死亡などによって、父と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育している母子家庭などに扶養手当を支給するものです。該当すると思われる方は、担当へお問い合わせください。

担当 児童課 ☎046(252)7201・FAX046(252)7043

第21回青少年芸術祭 美術展作品募集

市青少年芸術祭実行委員会では、平成13年2月24日(土)・25日(日)に市民文化会館（ハーモニーホール座間）で開催される青少年芸術祭青少年美術展の作品を募集します。

応募資格 市内在住・在学・在勤の小学生(絵画のみ)から25歳以下の方
応募規定 最近1年以内の自作品で、その他は下表のとおり

種目	応募規定
絵画	水彩・油彩など(含む版画)の作品で大きさは四つ切り以内 ・・・1人2点以内
彫塑	彫刻・彫塑で展示可能な作品 ・・・1人2点以内
イラスト デザイン アニメ	創作作品で(用紙は自由)大きさは四つ切り以内 アニメは自由 ・・・各1人2点以内
写真	モノクロ、カラーいずれも可能でパネルが台紙に必ず張る(できれば撮影データ添付)・・・1人2点以内
工芸	創作作品で展示可能なもの ・・・1人2点以内

応募方法 作品に、必要事項を記入した応募用紙を添付するか、種目名、題名、氏名、年齢、住所、電話番号、勤務先(または、学校名と学年)を明記した用紙を添付

搬入日 平成13年2月1日(木)～13日(火)

搬入場所 青少年課窓口(市立青少年センター内)

審査 厳正な審査の上、種目別に賞を贈呈

担当 青少年課 ☎046(253)8415・FAX046(259)2163

芸能鑑賞会

とき 平成13年1月5日午後2時30分～4時(午後2時開場)

ところ 市民文化会館(ハーモニーホール座間)小ホール

出演者 玉川カルテット(お笑い歌謡浪曲)ほか

定員 100人(先着順)

入場料 100円(全額を市社会福祉協議会へ寄付)

主催 市立学校教職員互助会
申込方法 12月15日までに電話で担当へ

担当 市立学校教職員互助会(学校教育課内)

☎046(252)8728・FAX046(252)4311

小さなおもちゃ箱コンサート

2・3歳の子供から大人まで楽しめるコンサートです。子供たちが少し騒いでも、しからなくて大人も子供も一緒に楽しみましょう。大人も十分満足できるプロの演奏をお聴かせします。

とき 12月16日午後1時30分～2時45分(午後1時15分開場)

ところ 市民文化会館(ハーモニーホール座間)小ホール

内容 ぐっと大人のジャズ、ビートルズ、ハードなロック、クラシック、ディズニーメドレー、クリスマスソングメドレーほか

演奏 TOMAS-UNIT

定員 300人(先着順)

入場料 無料
申込方法 電話で担当へ

担当 生涯学習課 ☎046(252)8472・FAX046(252)4311

しめ飾り教室

とき 12月20日 21日 22日いずれも午後1時30分～4時

ところ 東地区文化センター 市公民館 北地区文化センター

定員 各館50人(先着順)

持ち物 はさみ、エプロン
参加費 250円(材料代)

申込方法 12月8日までに直接または電話かファクスで各館へ

担当 東地区文化センター ☎046(253)781・FAX046(253)789 市公民館 ☎046(255)3131・FAX046(252)2776 北地区文化センター ☎046(252)3361・FAX046(252)7542

市立図書館

ひまわり号巡回日程

ひばりが丘南児童館 = 2日・16日午後2時30分～3時30分
小松原1丁目第2多目的広場 = 14日・28日午前10時30分～11時30分
入谷小学校 = 7日午後2時30分～3時45分
東原小学校 = 1日午後2時30分～3時45分
NTT大塚本町アパート = 6日・20日午前10時30分～11時30分
栗原小学校 = 13日午後2時30分～3時45分
東原共同住宅 = 7日・21日午前10時30分～11時30分
相模が丘4丁目多目的広場 = 8日・22日午前10時30分～11時30分
相模野小学校 = 8日午後2時30分～3時45分
中原小学校 = 6日午後2時30分～3時45分

担当 市立図書館 ☎046(255)2111・FAX046(252)5704

12月に納めるのは

市県民税(第4期) 国民健康保険税(第7期) 国民年金保険料(第9期) 介護保険料(第3期)
最寄の指定金融機関、郵便局、市役所または各出張所で納めてください。使用料などもお忘れなく。

催し

北地区文化センター

☎046(252)7473361 FAX046(252)7473542

子どものつどい

親子でクリスマスクッキング

とき 12月10日午前10時～正午
内容 親子でクリスマスのための料理を作る

講師 食生活改善推進団体「ひまわり会」関口征子さん

対象 小学生の親子

定員 10組(先着順)

参加費 300円(材料代)

持ち物 エプロン、三角きん
申込方法 12月7日までに直接または電話かファクスで同センターへ

東地区文化センター

☎046(253)781 FAX046(253)789

まゆ玉クラフト教室

とき 12月10日午前9時30分～午後0時30分

内容 まゆ玉でニワトリとひよこの親子を作る

講師 県まゆ玉技術指導士 鈴野好子さん

対象 どなたでも

定員 20人(先着順)

参加費 500円(材料代)

持ち物 筆記用具、はさみ、千枚通し
申込方法 12月8日までに直接または電話かファクスで同センターへ

市立図書館

☎046(255)2111 FAX046(252)5704

としょかんクリスマス会

とき 12月23日午後2時～3時

内容 人形劇ほか

対象 幼児～小学生(保護者同伴可)

定員 100人
申込方法 直接または電話で同館へ

市立青少年センター

☎046(253)8411 FAX046(259)2163

小さなプレゼント～三角のオーナメントの飾りを作ろう

とき 12月16日、17日いずれも午前10時～正午(全2回)

内容 クリスマスツリーに下げたり、プレゼントしたりできる`三角のオーナメント`をレーザークラフトで作る

講師 レザークラフト指導者 高田美保子さん

対象 小学生(保護者の参加可)

定員 15人(先着順)

参加費 800円(材料代)

申込方法 12月12日までに直接または電話で同センターへ

